

平成29年第3回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

平成29年5月17日（水曜日）

議事日程第1号

平成29年5月17日（水曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長選挙
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 発議第4号
- 日程第9 発議第5号
- 日程第10 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第11 議案第60号から同第64号まで
- 日程第12 議案第65号
- 日程第13 議案第66号
- 日程第14 議案第67号
- 日程第15 議案第68号
- 日程第16 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長選挙
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 発議第4号
- 日程第9 発議第5号
- 日程第10 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第1 議席の一部変更について

- 日程第11 議案第60号から同第64号まで
 日程第12 議案第65号
 日程第13 議案第66号
 日程第14 議案第67号
 日程第15 議案第68号
 日程第16 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

1番	平澤惣一郎君	2番	東野恭行君
3番	山本剛君	4番	吉川慶一君
5番	五十嵐健一郎君	6番	滝川正義君
7番	佐藤孝君	8番	新保峰孝君
9番	田原実君	10番	保坂悟君
11番	笠原幸江君	12番	斉木勇君
13番	中村実君	14番	大滝豊君
15番	田中立一君	16番	古川昇君
17番	渡辺重雄君	18番	松尾徹郎君
19番	高澤公君	20番	吉岡静夫君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	織田義夫君
副市長	木村英雄君	総務部長	金子裕彦君
市民部長 会計管理者兼務	岩崎良之君	産業部長	斉藤隆一君
総務課長	山本将世君	企画財政課長補佐	嵐口守君
定住促進課長	斉藤喜代志君	能生事務所長	土田昭一君
青海事務所長	井川賢一君	市民課長	池田正吾君
環境生活課長	五十嵐久英君	福祉事務所長	水嶋丈明君
健康増進課長	横澤幸子君	交流観光課長	渡辺成剛君
商工農林水産課長	池田隆君	建設課長	見辺太君
復興推進課長	斉藤孝君	会計課長	丸山幸三君

ガス水道局長	木村	清君	消防長	大滝	正史君
教育長	田原	秀夫君	教育次長 教育委員会こども課長兼務	佐々木	繁雄君
教育委員会こども教育課長	山本	修君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	渡辺	孝志君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	磯野	茂君	監査委員事務局長	大嶋	利幸君

〈事務局出席職員〉

局長	小竹	和雄君	次長	松木	靖君
係長	山川	直樹君			

〈午前10時00分 開議〉

○議会事務局長（小竹和雄君）

おはようございます。

今臨時会は、糸魚川市議会議員一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、吉岡静夫議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

吉岡議員、お願いいたします。

〔20番 吉岡静夫君 議長席に着席〕

○臨時議長（吉岡静夫君）

おはようございます。

皆様方には、このたびの改選によるご当選、まことにおめでとうございます。ただいまご紹介いただきました吉岡です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は20人。

平成29年度第3回糸魚川市議会臨時会を開会します。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

座らせていただきます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。仮議席には、ただいまご着席の席を指定いたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（吉岡静夫君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成29年第3回市議会臨時会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

また、4月16日に行われました市議会議員選挙におきまして、栄えあるご当選の榮譽を得られました議員の皆様には、心からお祝い申し上げますとともに、今後は市政の発展と市民福祉の向上のため、ご活躍されますようお願い申し上げます。

さて、私は今回の市長選挙におきまして、多くの市民の皆様から厳粛なご信託と温かいご支援を賜り、再選をさせていただきました。引き続き、市政のかじ取りを担うこととなり、市民の皆様からの期待の大きさに大変、身の引き締まる思いをしております。

これまでの3期12年間を振り返りますと、1期目には総合計画の策定とともに新市の一体感の醸成に向けた取り組み、2期目には子ども一貫教育の推進、安全・安心で元気なまちづくりに努めてまいりました。そして3期目には、北陸新幹線開業に向けた取り組み、ユネスコ世界ジオパークや国石に選定されたヒスイを活用した交流人口の拡大と地域産業の活性化、また昨年12月22日に発生いたしました糸魚川市駅北大火からの復旧・復興に力を注いでまいりました。

4期目に向けての具体的な所信につきましては、改めて6月市議会定例会で申し述べさせていただきたいと存じますが、30年先も持続可能なまちの実現に向けて全身全霊を傾注し、市長の責務を務めてまいりますので、議会並びに議員の皆様より、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この機会に4点につきましてご報告申し上げます。

最初に、糸魚川大火復興まちづくりの取り組み状況についてご報告申し上げます。

復興まちづくり計画の8月の公表に向け、第3回目の復興まちづくり計画策定委員会を5月11日に開催し、復興まちづくりの目標や重点プロジェクト等をご審議いただきました。詳細につきましては、本会議終了後に開催されます全員協議会におきましてご説明をさせていただきますが、現在、被災地域を10のブロックに分け、所有地の取り扱いについての具体的な意見交換を進めているところであります。今後も被災された皆様に寄り添い、一日も早い生活再建、事業再開に向けて取り組んでまいります。

2点目に、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税の軽減、判定誤りについてご報告申し上げます。

昨年12月、厚生労働省が後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りを公表いたしましたことを受けて、新潟県後期高齢者医療広域連合にて賦課状況を調査いたしましたところ、判定誤りの対象者が確定いたしました。この調査を受けて、当市におきましても国民健康保険税を調査したところ、同様の誤りがありましたので、あわせてご報告申し上げます。

再判定の結果、過大徴収により還付となる方は、後期高齢者医療制度で23件、44万

7,400円、国民健康保険では11件、34万3,200円。過少徴収による追加徴収となる方は、後期高齢者医療制度では5件、4万9,000円、国民健康保険では3件、10万7,200円であります。該当される皆様へは、個別に謝罪と説明をさせていただき、手続を進めておりまして、今後はこのようなことのないよう、適正な賦課と再発防止の徹底に努めてまいります。

3点目につきまして、平成28年度の観光入り込み状況についてご報告申し上げます。

市内主要観光施設の観光入り込み客数は約226万人で、新幹線開業前の平成26年対比で127%となっており、新幹線開業に合わせた観光振興策の成果があらわれているものと考えております。

また、平成27年3月にリニューアルオープンいたしましたフォッサマグナミュージアムは、去る4月20日に入館者数20万人を達成いたしました。これらは新幹線の利便性とユネスコ世界ジオパークを活用し、市を挙げて交流人口の拡大に取り組んできたことやヒスイの国石選定などが堅調な結果に結びついたものと考えております。今後も情報発信の強化やこの受け入れ体制の整備を進め、さらなる交流人口の拡大を図ってまいります。

最後に、市独自の経済対策の実施状況についてご報告申し上げます。

まず、ふるさと旅行券につきましては6,000枚が完売し、2月、3月の宿泊者数は前年対比約20%の増加となっております。

次に、プレミアム商品券につきましては、1月22日から申込受付を開始し、大変好評につき、4月23日、対面販売をもちまして4億9,500万円が完売いたしました。使用期間は6月末となっておりますが、5月10日現在、約60%に当たる約3億円が換金されております。

また、住宅及び店舗を対象といたしましたリフォーム補助金は、1月25日から募集を行い、3月10日で締め切らせていただきました。交付決定件数は506件で、金額は約4,950万円であり、対象工事費は約4億5,000万円となっております。これらの事業の実施により、市内での購買やリフォーム、当市への来訪のきっかけとなって地域経済の活性化に寄与したものと考えております。

以上、ご報告を申し上げます。

議会並びに議員の皆様から特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（吉岡静夫君）

暫時休憩します。

〈午前10時10分 休憩〉

〈午前10時14分 開議〉

○臨時議長（吉岡静夫君）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

日程第1．議長選挙

○臨時議長（吉岡静夫君）

日程第1、議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（吉岡静夫君）

ただいまの出席議員数は20人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（吉岡静夫君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（吉岡静夫君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（吉岡静夫君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小竹和雄君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番、平澤惣一郎議員、2番、東野恭行議員、3番、山本 剛議員、4番、吉川慶一議員、5番、笠原幸江議員、6番、滝川正義議員、7番、佐藤 孝議員、8番、新保峰孝議員、9番、田原 実議員、10番、保坂 悟議員、11番、斉木 勇議員、12番、渡辺重雄議員、13番、中村 実議員、14番、大滝 豊議員、15番、田中立一議員、16番、古川 昇議員、17番、五十嵐健一郎議員、18番、松尾徹郎議員、19番、高澤 公議員、20番、吉岡静夫議員。

以上でございます。

〔投票〕

○臨時議長（吉岡静夫君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（吉岡静夫君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（吉岡静夫君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、平澤惣一郎議員、5番、笠原幸江議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔1番、平澤惣一郎議員、5番、笠原幸江議員 立ち会い〕

○臨時議長（吉岡静夫君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち有効投票18票、無効投票2票、うち白票2票。

有効投票中、五十嵐議員16票、中村議員1票、吉岡議員1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、五十嵐議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました五十嵐議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

五十嵐健一郎議員から挨拶をいただきます。

五十嵐議員。〔5番 五十嵐健一郎君登壇〕

○議長（五十嵐健一郎君）

一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび不肖私が議長選挙において大方のご支持を得て当選人となりましたことは、私自身にとりまして限りない光栄と存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

所信表明で述べたとおり実行するとともに、駅北大火の復興、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路整備区間指定と早期着工、将来の働き手不足の問題など課題が山積しております。二元代表制の一翼を担う市議会としても市長等の執行機関と共通認識を持ち、糸魚川市に住んでよかったと言われるよう努めてまいります。幸いにして本議会には、歴代の議長、議員各位によってつくり、守られてきたよき伝統・歴史を尊重すべき先例を遵守するよう最大の努力をすることをお誓いし、重ねて行政幹部の皆様と議員各位のご支援とご協力をお願いし、議長就任の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○臨時議長（吉岡静夫君）

それでは五十嵐議員、議長席にお着きください。

以上で、臨時議長の職を解かせていただきます。

ご協力、大変ありがとうございました。

〔議長 五十嵐健一郎君 議長席に着席〕

○議長（五十嵐健一郎君）

それでは、日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第２．議席の指定

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第２、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、議長において指名いたします。

議員各位の氏名と、その議席の番号を職員に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小竹和雄君）

それでは、お名前を申し上げます。

１番、平澤惣一郎議員、２番、東野恭行議員、３番、山本 剛議員、４番、吉川慶一議員、５番、笠原幸江議員、６番、滝川正義議員、７番、佐藤 孝議員、８番、新保峰孝議員、９番、田原 実議員、１０番、保坂 悟議員、１１番、斉木 勇議員、１２番、渡辺重雄議員、１３番、中村 実議員、１４番、大滝 豊議員、１５番、田中立一議員、１６番、古川 昇議員、１７番、五十嵐健一郎議員、１８番、松尾徹郎議員、１９番、高澤 公議員、２０番、吉岡静夫議員。

以上でございます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいま朗読のとおり、議席を指定いたしました。

日程第３．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、１番、平澤惣一郎議員、１１番、斉木 勇議員を指名いたします。

日程第４．会期の決定

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第４、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日の１日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認め、よって、会期は本日１日と決定いたしました。

暫時休憩します。

〈午前１０時３０分 休憩〉

〈午前10時36分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．副議長選挙

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの出席議員数は20人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（五十嵐健一郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（五十嵐健一郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票を願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小竹和雄君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番、平澤惣一郎議員、2番、東野恭行議員、3番、山本 剛議員、4番、吉川慶一議員、5番、笠原幸江議員、6番、滝川正義議員、7番、佐藤 孝議員、8番、新保峰孝議員、9番、田原 実議員、10番、保坂 悟議員、11番、斉木 勇議員、12番、渡辺重雄議員、13番、中村 実議員、14番、大滝 豊議員、15番、田中立一議員、16番、古川 昇議員、17番、五十嵐健一郎議員、18番、松尾徹郎議員、19番、高澤 公議員、20番、吉岡静夫議員。

以上でございます。

〔投票〕

○議長（五十嵐健一郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（五十嵐健一郎君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、東野恭行議員、6番、滝川正義議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

〔2番、東野恭行議員、6番、滝川正義議員 立ち会い〕

○議長（五十嵐健一郎君）

投票結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票15票、無効投票5票、うち白票5票。

有効投票中、渡辺議員14票、吉岡議員1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、渡辺議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渡辺議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

渡辺議員から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺議員。〔12番 渡辺重雄君登壇〕

○副議長（渡辺重雄君）

ただいま皆様のご支援をいただき、副議長に選任させていただきました渡辺重雄でございます。その責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

現在、地方は多くの課題を抱えており、地方創生の取り組みなどを通じて独創的な思考と行動力が必要とされております。私ども議会といたしましても市民の負託に応えるべく二元代表制における議会の役割を存分に発揮し、地方自治を支える議会としての使命を果たしながら市民の暮らしの安全・安心を守り、今後の糸魚川市の成長・発展に取り組んでいかなければならないと考えております。特に駅北大火からの復興を初め継続している懸案事項も多くありますし、人口減少対策、産業振興、行財政改革など市の将来への大事な取り組みもあります。

昨年9月に制定されました議会基本条例の目的に沿って、議長の補佐役として副議長の職務を遂行し、開かれた議会の推進と議会の公正かつ円滑な運営に全力を尽くしてまいります。議員の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

日程第6．常任委員会委員の選任について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小竹和雄君）

それでは、お名前を申し上げます。

総務文教常任委員会、山本 剛議員、笠原幸江議員、滝川正義議員、保坂 悟議員、中村 実議員、古川 昇議員、五十嵐健一郎議員、以上、7人でございます。

建設産業常任委員会には、平澤惣一郎議員、東野恭行議員、佐藤 孝議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、大滝 豊議員、田中立一議員、以上、7人でございます。

市民厚生常任委員会、吉川慶一議員、新保峰孝議員、田原 実議員、松尾徹郎議員、高澤 公議員、吉岡静夫議員、以上、6人でございます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

〈午前10時48分 休憩〉

〈午前11時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

各常任委員会が開催され、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたし

ます。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小竹和雄君）

それでは報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長には保坂 悟議員、同副委員長には笠原幸江議員。

建設産業常任委員会、委員長には斉木 勇議員、同副委員長には田中立一議員。

市民厚生常任委員会、委員長には田原 実議員、同副委員長には吉川慶一議員。

以上であります。

日程第7．議会運営委員会委員の選任について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小竹和雄君）

それでは、お名前を申し上げます。

議会運営委員会、新保峰孝議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、中村 実議員、大滝 豊議員、古川 昇議員、松尾徹郎議員、以上、7人でございます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、議会運営委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

〈午前11時03分 休憩〉

〈午前11時14分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご

報告いたします。

委員長に松尾徹郎議員、副委員長に古川 昇議員。

以上であります。

日程第 8. 発議第 4 号

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、日程第 8、発議第 4 号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾徹郎議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

発議第 4 号、特別委員会設置について、提案理由を申し上げます。

改めまして、糸魚川市駅北大火で被災された皆様に対し、衷心よりお見舞い申し上げます。

二度とこのような災害を繰り返さぬよう対策を講じなければなりません。この大火を教訓として消防・防災体制の強化と被災地の早期復興を目指し、安心でにぎわいのある住環境の整備に全力で取り組む必要があります。議会としても特別委員会を設置し、被災者支援と復興まちづくり計画の策定・推進に向け、できる限りの協力をしなければなりません。

そこで、特別委員会の名称は、糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会。委員につきましては、議長を除く全議員。付議事件として、被災住民・事業者への生活再建・事業再建の支援について、2点目として、総合的な消防防災体制の強化と国・県・近隣自治体等との連携について、3点目として、糸魚川市駅北復興まちづくり計画の策定推進についてであります。また、設置期間につきましては、議会の閉会中も調査を行うものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとしします。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

1点伺います。

趣旨には賛同するものであります。

ただ、被災者の方、それから周辺の住民の方、市民の意見を取り入れて施策として展開していく、

そのための特別委員会というふうに認識します。その辺の広聴等については、どういうふうを考えていくのか、何か委員会の中でお話が今出たのであればお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

お答えいたします。

それにつきましては、今後、特別委員会を進めていく上で関係住民、あるいは関係団体等との意見交換をしながら特別委員会等のさまざまな調査に反映していきたいということで、協議されております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

糸魚川市議会の議会基本条例の推進という立場からは、そこら辺の取り組みをしっかりとお願いしたいと要望して終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第4号、特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして、指名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小竹和雄君）

それでは、お名前を申し上げます。

平澤惣一郎議員、東野恭行議員、山本 剛議員、吉川慶一議員、笠原幸江議員、滝川正義議員、佐藤 孝議員、新保峰孝議員、田原 実議員、保坂 悟議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、中村実議員、大滝 豊議員、田中立一議員、古川 昇議員、松尾徹郎議員、高澤 公議員、吉岡静夫議員、以上、19人でございます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

+

〈午前11時20分 休憩〉

〈午前11時29分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま糸魚川市駅北大火復興対策調査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長に中村 実議員、副委員長に古川 昇議員。

以上であります。

日程第9．発議第5号

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、日程第9、発議第5号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

発議第5号、特別委員会設置について提案理由の説明を申し上げます。

産業振興と経済発展、また救急時及び災害時における交通網の整備として、行政と同様に糸魚川市議会も長年取り組んできました地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期実現を初め、交通対策について引き続き議会としても取り組む必要があると考え、特別委員会を設置したいものであります。

名称は交通対策特別委員会、委員数は12名。

また、付議事件につきましては、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期実現について、一般国道8号、東バイパス間脇一梶屋敷間早期実現について、3点目として、市民ニーズに合った地域公共交通網の調査・対策について、以上3点であります。

また、設置期間につきましては、議会の閉会中も調査を行うものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対し質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第5号、特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました交通対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小竹和雄君）

それでは、お名前を申し上げます。

平澤惣一郎議員、東野恭行議員、山本 剛議員、吉川慶一議員、滝川正義議員、佐藤 孝議員、保坂 悟議員、斉木 勇議員、中村 実議員、大滝 豊議員、田中立一議員、吉岡静夫議員、以上、12人でございます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、交通対策特別委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

〈午前11時34分 休憩〉

〈午前11時43分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま交通対策特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長に大滝 豊議員、副委員長に斉木 勇議員。

以上であります。

日程第10．新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、日程第10、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることにしたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に、田原 実議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました田原 実議員を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、田原 実議員が、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました田原 実議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、後日、市長から委嘱または任命される各種委員について、それぞれ決定をみておりますのでご報告いたします。

事務局職員をして指名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（小竹和雄君）

それでは、お名前を申し上げます。

都市計画審議会委員、斉木 勇議員、田中立一議員。

青少年問題協議会委員、保坂 悟議員。

糸魚川市土地開発公社理事、五十嵐健一郎議員、保坂 悟議員。

糸魚川市社会福祉協議会理事、田原 実議員。

以上でございます。

○議長（五十嵐健一郎君）

この際、議席の一部変更を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、議席の一部変更を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議会運営委員会で協議するため暫時休憩といたします。

〈午前 11 時 46 分 休憩〉

〈午前 11 時 50 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

追加日程第 1. 議席の一部変更について

○議長（五十嵐健一郎君）

追加日程第 1、議席の一部変更についてを議題といたします。

ただいま開催されました議会運営委員会の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18 番 松尾徹郎君登壇〕

○18 番（松尾徹郎君）

今ほど議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

議席の一部変更につきまして協議をいたしました結果、5 番を五十嵐健一郎議員、11 番を笠原幸江議員、12 番を斉木 勇議員、17 番を渡辺重雄議員に、それぞれ変更することで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決しました。

議席の移動のため、暫時休憩いたします。

議席の異動も含め、13 時まで暫時休憩いたします。

〈午前 11 時 52 分 休憩〉

〈午後 1 時 00 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 11. 議案第 60 号から同第 64 号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第 11、議案第 60 号から同第 64 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 60 号は、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、長期譲渡所得の課税特例の 3 年間延長、震災等で被災した資産に対する固定資産税の特例、保育事業等に係る固定資産税の市独自の特例である通称、わがまち特例の導入及び軽自動車税のグリーン化特例の 2 年間延長であります。

議案第 61 号は、都市計画税の条例の一部改正をする条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、固定資産税と同様、保育事業等に係る市独自の特例であります通称、わがまち特例の導入であります。

議案第 62 号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、軽減措置の拡充であります。

議案第 63 号は、企業立地促進条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、条例の有効期限を 2 年間延長するものであります。

議案第 64 号は、平成 28 年度一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 5,092 万 7,000 円を追加し、総額を 300 億 9,865 万 9,000 円といたしております。これは寄附金等が確定したことに伴う基金積立金の追加であります。

なお、繰越明許費の補正は、第 2 表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田市民課長。〔市民課長 池田正吾君登壇〕

○市民課長（池田正吾君）

それでは、議案第60号、議案第61号及び議案第62号について、ご説明させていただきます。本日配付いたしました市民課資料をごらんください。

今回の専決処分は、平成29年度税制改正に関連した地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に交付されたことに伴い、当市の平成29年度市税等の賦課に反映させるため、3月31日付で行ったものであります。

まず1、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定ですが、（1）主な改正点は、ア、市民税関係では、（ア）法人市民税の修正申告について、延滞金計算の基礎となる機関の整備等を行うもので、法人税の修正申告または更正があった場合、対象となります。（イ）肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限の3年間延長を行うものであります。（ウ）有料宅地造成に伴う土地等の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限の3年間延長を行うものであります。

イ、固定資産税関係では、災害に関する軽減措置が常設化され、（ア）震災等により、滅失等した家屋及び償却資産にかわる資産に対する特例措置は、被災代替家屋償却資産に係る固定資産税等の軽減措置を行うものであります。（イ）被災市街地復興推進地域の被災住宅用地の住宅用地特例の申告は、住宅用地特例を受ける場合の申告手続を定めるものであります。（ウ）市独自の課税標準額の特例措置、いわゆるわがまち特例の導入は、A、家庭内保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業の家屋及び償却資産の特例措置、B、特定事業所内保育施設の用に供する固定資産の特例措置、C、緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地の特例措置を定めるものであります。（エ）特定耐震基準住宅または特定熱損失防止改修住宅の特例関連の申告は、特例を受ける場合の申告手続を定めるものであります。

ウ、軽自動車税関係では、グリーン化特例に係る軽減課税について、適用期間を2年間延長するものであります。（2）施行日は、平成29年4月1日です。

ただし、緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地の特例措置は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日です。

（3）震災等に関する特例適用は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により被災した、家屋及び償却資産にかわる資産並びに被災した住宅の敷地に対して適用します。

したがって、糸魚川市駅北大火についても対象となってきます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

2、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定ですが、（1）主な改正点は、固定資産税と同様、市独自の課税標準額の特例措置、いわゆるわがまち特例の導入によるもので、ア、特定事業所内保育施設の用に供する固定資産の特例措置、イ、緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地の特例措置を定めるものであります。（2）施行日は、平成29年4月1日です。

ただし、緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地の特例措置は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日です。

3、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定ですが、（1）主な改正点は、軽

減判定所得の見直しについてで、経済動向等を踏まえた見直しを行い、5割軽減基準額を26万5,000円から27万円に5,000円引き上げ、2割軽減基準額を48万円から49万円に1万円引き上げることにより、軽減範囲が拡大されます。

(2) 施行日は、平成29年4月1日であります。

以上で、説明を終了いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○商工農林水産課長（池田 隆君）

議案第63号、糸魚川市企業立地促進条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明申し上げます。

企業立地促進条例は、市内の新規企業の立地及び市内企業の市内への投資を促進するため、当該投資に係る固定資産税の課税免除などの奨励措置を定めたものであります。条例の有効期限が平成29年3月31日までとなっておりますが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の規定による地方税の課税免除等の適応に関する総務省令が平成29年3月31日に一部改正されたことに伴いまして、改正後の期限に合わせ、当該条例の有効期限を2年間延長する改正を専決処分したものであります。

説明は、以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

嵐口企画財政課長補佐。〔企画財政課長補佐 嵐口 守君登壇〕

○企画財政課長補佐（嵐口 守君）

議案第64号について、ご説明いたします。

議案第64号は一般会計補正予算第10号の専決処分、平成28年度一般会計予算の最終調整を行う補正であります。

最初に、歳出からご説明いたします。

予算書の12、13ページをお願いいたします。

2款1項3目、財産管理費の26、基金積立金の福祉基金積立金は、年度末に福祉目的の寄附金がありましたことから基金に積み立て、平成29年度以降の事業に活用するものであります。

次に、駅北大火復旧復興基金積立金は、大火に対する見舞金と新潟県市町村振興協会からの駅北大火支援交付金を財源として積み立てるもので、平成29年度以降の被災者支援や復旧・復興のまちづくりの財源として活用してまいります。

なお、この積み立てにより平成28年度末、3月31日現在であります、駅北大火復旧・復興基金の残高は、5億5,000万円となります。

次に、歳入についてご説明いたします。

戻りまして10、11ページをお願いします。

17款1項1目、一般寄附金は、駅北大火に対する寄附金の追加分であります。

3目、民生費寄附金は、社会福祉及び児童福祉振興を目的とした寄附金の追加であります。

20款4項3目、雑入は、新潟県市町村振興協会からの駅北大火支援交付金であります。
歳入の説明は、以上であります。

戻りまして6ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正は、第2表のとおりでありまして、えちごトキめき鉄道新駅設置事業など6事業について繰越明許費の追加をしております。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告がありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第61号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第62号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第63号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第64号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第12．議案第65号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第12、議案第65号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第65号は、平成29年度一般会計補正予算（第2号）についてでありまして、歳入歳出それぞれ1億9,100万円を追加し、総額を268億2,500万円といたしたいものであります。

これは駅北大火の復旧・復興に向けたまちづくりの事業につきまして追加補正するものであります。

歳出の主なものは、4款、衛生費では災害廃棄物処理費の追加、8款、土木費では復興まちづくり道路改良事業及び復興まちづくり推進事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか所要の一般財源については、特別交付税を充当いたしました。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

嵐口企画財政課長補佐。〔企画財政課長補佐 嵐口 守君登壇〕

○企画財政課長補佐（嵐口 守君）

議案第65号について、ご説明いたします。

議案第65号は、平成29年度一般会計補正予算（第2号）でありまして、駅北大火の復旧・復興に向けて、早期の瓦れき処理やまちづくり計画の策定推進に向けて追加予算が必要なことから補正するものであります。

最初に、歳出からご説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

4款3項2目、じんかい処理費の51、災害廃棄物処理費は瓦れき処理委託料の追加で、主に被災建物の基礎部分の撤去に係るものであります。

次に、8款2項4目、道路新設改良費の6、復興まちづくり道路改良事業は、被災区域内の市道4路線の拡幅事業に向けた実施設計や物件調査委託料であります。

6項1目、都市計画総務費の21、復興まちづくり推進事業は、復興まちづくり計画策定推進のための委託料の追加でありまして、復興まちづくり調査委託料は、ブロック別意見交換会の回数の増や作業量の増による追加であります。土地区画整理事業計画作成等業務委託料は、換地設計や事業計画書の策定に早期に着手したいものであります。住環境整備方針策定業務委託料は、住環境に関する整備方針や公的賃貸住宅の整備方法などについて調査・検討するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

戻りまして8ページ、9ページをお願いいたします。

10款1項1目、地方交付税は特別交付税の追加で、瓦れき処理に係る市負担分について特別交付税算定のルール分を計上しております。

14款2項、国庫補助金の3目、衛生費補助金は瓦れき処理に対する補助金で、補助率は2分の1であります。

5目、土木費補助金の1、道路橋梁費補助金は市道整備に係る交付金で、補助率は2分の1であります。

2、都市計画費補助金は復興まちづくり推進事業の委託料に係る交付金で、補助率は3分の1であります。

18款、繰入金は、所要の財源として駅北大火復旧・復興基金繰入金を計上しております。

21款、市債は、道路整備に係るものであります。

なお、この地方債の補正は、4ページ第2表のとおりであります。

説明は以上であります。よろしくご説明いたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

+

○9番（田原 実君）

よろしくお願ひ申し上げます。

説明がございました議案第65号の一般会計補正予算第2号のうちの6項、都市計画費復興まちづくり推進事業のことにつきまして何点か伺いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

この21の復興まちづくり推進事業ということで、復興まちづくり調査委託料、それから土地区画整理事業計画作成業務委託料、それから住環境整備方針策定業務委託料は3本あるんですね。これどうして3つに分けてあるのかということと、この3つがどのように連携していくのか、そこから辺をお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉藤復興推進課長。〔復興推進課長 斉藤 孝君登壇〕

○復興推進課長（斉藤 孝君）

復興まちづくりの委託料につきましては、主にハードとソフトに分けて、事業別に今回3本の委託料として整理をさせていただいたということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

また特別委員会等もあると思うんですけど、ただハードとソフトと言われても何がどうなのかわかりません。もう少し説明してください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉藤復興推進課長。〔復興推進課長 斉藤 孝君登壇〕

○復興推進課長（斉藤 孝君）

復興まちづくり調査委託料について、復興推進課のほうからご説明申し上げます。

今、企画財政課のほうからの提案説明にもございましたように、ブロック別の意見交換会が4月の1日から被災地を10ブロックに分けて意見交換会を進めさせてもらってきたところであります。

当初見込んでおりました意見交換会の回数、それから各ブロックごとの土地の整理の仕方等、いろいろと当初予定がつかなかった業務量がふえてきましたことから今回710万を追加させていただきたいというものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

建設課のほうから、あと2つの委託料について、ご説明いたします。

まず1つの土地区画整理事業計画作成業務委託料につきましては、現在、先ほど復興推進課長が申し上げましたとおりブロック別で協議を進めておる中で10ブロックありますが、今のところ

4ブロックで土地の再編ということを検討してございます。その中で土地区画整理事業が皆さんでご同意いただいた場合に土地区画整理を進めたいということで進めておまして、その今回の委託につきましては、事業計画書の策定といったこととございます。土地区画整理事業の施工認可に必要な調査、関係機関協議資料の作成を行うとともに規約あるいは事業計画書を作成したりしたいというふうに考えております。

また、住環境整備方針策定業務委託料でございますが、駅北大火からの復興に向けた方針の3本柱として、災害に強いまち、賑わいのあるまち、それから住み続けられるまちを基本に復興計画を策定中でございますが、その中の住み続けられるまちに関連する住環境建物等の復興方針、その実現のための方策及び住民合意形成を図ることへの対応を策定するために委託したいものでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

この土地区画整理事業計画作成なんですけども、10ブロックのうちの4ブロックというふうにおっしゃいましたよね。これは4ブロックを先行してやっていって、残りはまた別に引き続きやるという、そういう解釈でよろしいです。

どうして4ブロックに今回絞ることになったのか、そこを教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

10ブロックで被災者の皆さんにいろいろ意見交換会等を行った結果、土地の再編が必要ですねというふうに今認められて、皆さんがやりたいというような方向性を持っておるのが4ブロックであって、あとの6ブロックにつきましては、土地の再編は必要ないというような形の中で進められておるといったこととございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

計画というものがどこまでのことを決める計画なのかというのは、ちょっとわからないですよ。やはり行政の手法として、まず計画づくりをしないと次に進めないということだと思うんですけども、やはり住民の皆さんが合意形成というものをどこまでやるかということなんです。合意形成をしっかりとしていくということになると時間も手間もかかるから委託費というものもこのくらいは必要なのかなと思うんですけども、ただ単にグランドデザインを示すというようなこと、あるいは

代表的な意見はこういうものだったということを表記するだけの計画書であれば、この委託料というのがふさわしい額なのかどうかという心配が出てまいります。そこはどう考えたらいいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

実際に委託ではどんなことをやるかといいますと、その事業にどのような形のお金がかかってくるのか、あるいはどうやったら皆さんの同意のもとに再編、きっちりと用地測量のもとに面積を確定した中で測量ができるかといったこと、あるいは工期等もこういった形でどのぐらいだったら皆さんの同意のもとになるべく早くできるようになるかといった工程的なことも含めて、それから事業費等実務的なことを含めて詳細に決めた中で皆さん、被災者のその地域・エリアの皆様のご同意を得ながら進めていきたいといったものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

今の説明聞くと相当具体的な内容を詰めたものを計画書として盛り込んで作成するんだというふうに受け取れるんだけど、そういうふううまく進んでいくのかしらという心配が一方であるわけなんです。これはこれで予算づけをして進めていきたいということですから、私、反対はしないんですけども、今まで進めてきたこととも合わせて、ほかにも計画があるじゃないですか、復興まちづくり計画ですか、これが一番メインですよ。この復興まちづくり計画と、今ここで挙がっている計画書づくり、これとがどういうふうに関係していくんだらうかと。それぞれでやるということは行政の仕事だからないとは思うんだけど、こっちのほうで話を聞いてまとめました、こっちのほうはこう聞いてまとめましたと。それが本当に最後、一体になって進めることできるのかというところを心配します。その見通しはどうですか。あるいはこういうふうにして、そこは合わせていくんですよという考えがあれば教えていただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

今現在、計画しようとしておる土地区画整理事業の計画と復興まちづくり計画といったものの関連につきましては、今現在、同時進行でやっておるところでございますけれども、国あるいは県も交えた協議会、あるいは検討委員会の中でもいろいろ話をする中で進めておりまして、建設課としましては、その復興まちづくり計画の中で土地区画整理事業を包含するような形の中で、それを横目に見ながらしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

また特別委員会でも伺いますけど、被災された方というのは、目の前の現実、それから行政から示される計画、これへの対応をして、話を聞いて理解して、それで行政側に要望を出すとかということをするのが大変だと思うんですよ、皆さんそういうことになれてないから。だから、幾つも計画づくりをする中に皆さん参加してくださいとか言って、懇談してるうちに時間が過ぎていってしまうんじゃないかということをお心配するんですけど、余り拙速に進めてもいけないと思うし、その辺の住民の皆さん、被災者を中心とした住民の皆さんの合意形成というものを誰がどういうふうにしつかりまとめて、そしてまた納得してもらおうかというところが一番要だと思うんですよ。そこをもう一回確認しておきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊藤復興推進課長。〔復興推進課長 齊藤 孝君登壇〕

○復興推進課長（齊藤 孝君）

12月22日の発災後、被災地をA、B、Cのエリアに分けさせていただいて、復興計画の進め方、またあるいは被災された皆様方の意向調査を2回しながら皆様の意見をお聞きし、進めてまいってきておるところであります。

ただ、そのA、B、Cエリアの中において、今後、事業を進めていくには、かなりエリアが広過ぎますし、対象となる方も多くなりますので、それを被災地を10のブロックに分けて、きめ細かくお話を聞きながら取り組んでおります。

庁内におきましても毎週1回は必ず産業部の中においても関係する職員、またブロック担当の職員が意見交換をしながら委託をしておりますコンサル業者も入りながら調整をしながら進めてまいっておりますので、どの事業がおくれるということのないように、今、調整をしながら進めておるという状況であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

事業費のことも心配ですけど、スケジュール、復興まちづくりについての手元の資料ですと、計画期間というものが復興まちづくり計画にはあって、この中に今ここで検証されているさまざまな事業の計画というものをつくって進めていくわけですよ。なかなか大変な作業だと思うんですよ。それを庁内の今の連携や業務を進めるということは、これはもう皆さん仕事だからやってもらわなきゃいけないけど、私、心配しているのは地域の住民の皆さんですよ。その役所のペースについてこれる人、そうじゃない人、いないかな。つまり納得するまで時間がかかる方ってやっぱり大勢いらっしゃるんじゃないだろうかということをお心配してるんですよ。だから、計画を定めてこのとおりやりますという議会の報告は結構なんだけど、実際に現地はどうなんだろうということが心配している。だから、その計画の進め方ということも非常に慎重に対応していただきたいということ、これは要望でございます。

最後に、この3本の今、委託業務がありますけども、それぞれについてどのような成果品が出てくるのか。それから、どのような効力があるのか。特に法律上の効力が発生するということになる、まさに住民同意って物すごく大事になってきますよね。そこら辺をお話しいただきたいです。時間かかっても結構ですから少し細かく説明してください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉藤復興推進課長。〔復興推進課長 斉藤 孝君登壇〕

○復興推進課長（斉藤 孝君）

それでは、復興推進課のほうから復興まちづくり調査委託料、これについてご説明申し上げます。発災後、今、前段の答弁でもお話をしましたけども、被災された皆様方の意向調査をしながら復興まちづくり計画に反映するべく今取り組んできておるところであります。ご案内のように復興計画の策定委員会も設置をさせていただきました。有識者の方4名入っていただきまして、市内の関係団体の方からも10団体10名、延べ14人の検討委員会をもって、今まで5月の11日まで3回の検討を重ねていただいております。この後また、全員協議会でもお話し申し上げたいと思っておりますけども、8月の復興まちづくり計画の策定の公表に向けまして、今、検討委員会を重ねておるところでありまして、この復興まちづくり調査委託料の中には、復興まちづくり計画書、これは検討委員会の提言書を米田市長のほうに報告し、その後、パブリックコメントをかけまして計画書というふうにならざるわけでありまして、その作業もこの中に含まれておりますし、また先ほど申し上げましたように各10ブロックの意向調査、またその意向を確認しながら敷地の再編、それから被災者の皆様の意向の取りまとめ等もこの委託料の中に入っております。成果品としましては、復興まちづくり計画書でつくり上げていきたいという業務でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

まず1つ目、住環境の整備方針策定業務委託料につきましては、住宅復興方針の検討といったこ

とでございまして、復興計画におけます住み続けられるまちの実現に向けて必要な被災住民の意向把握及びその他資料に基づきまして住宅建築物、住環境に関する復興方針の検討を行います人口フレーム等の検討も行いたいというふうに考えております。

また、生活再建、建てかえ相談、支援業務等も考えておりまして、復興まちづくりの推進に向けました住民意向調査、あるいは住民合意形成等のコーディネートもその中で考えたいと思っております。

また、住宅、住環境に関する復興まちづくり計画の検討といったことで、復興に向けました公的賃貸住宅供給、あるいは個別住宅の再建、生活支援機能整備等の整備構想及び適用する事業の検討も実施したいというふうに考えております。

それから、土地区画整理事業につきましては、先ほど申し上げました土地区画整理事業の事業計画書といったものを作成するといったこととございまして。その中には、先ほど申し上げましたいろんな事業に関する数量等を掲載していきたいというふうに考えておりますし、それとは別に施工認可申請書といったことで、土地区画整理事業をするためには認可が必要となっております。その認可申請書を作成するといったこととございまして。

それから、それとは別に換地計画を作成する必要がございまして、換地設計準備、あるいは土地評価といったことも行いますし、換地計算、換地の割り込み、仮換地の指定などをこの委託の中で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

住環境整備方針の策定につきましては、庁内にも技術者の方もいらっしゃるだろうし、市内の設計業務にかかわる方の協力もいただいているやに聞いておりますけども、これから先に糸魚川で住みたいと思えるような住環境を提供するそのプランニング、これは高齢の方、それからまだ若い方といろいろといらっしゃると思うけど、いろんな案を示してあげないとこれでどうですか、2つのうち1つですよという程度では、今いろんな情報を得てる皆さんのニーズには対応していけないというふうに思います。だから、そこのところにもう少し力を入れていただくような形でこの委託料を使っていただきたいということを要望したいと思います。

あともう一つ、土地区画整理事業計画に関しましては、さまざまな法律に基づく作業が進んでいく中で、当事者の皆さんというのは、自分の土地や権利がどうなっていくんだろうということを、基本的なことを知るのに時間がかかってしまって、具体的に作業が進んでいくものに、さっきから繰り返してますけど、本当についていけるのかという、後になって困ることのないように皆さんのほうからちゃんとフォローしてもらいたい。委託業者に投げた。それで、ざっくりと同意は得たから進めますというようなことではなく、やはり駅北大火は住民にしっかり寄り添う形で丁寧に進めたいということと終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

議案第65号の一般会計補正予算（第2号）、歳出の11ページ、今、田原議員が質疑されました関係の中で土地区画整理事業計画作成等業務委託料1,000万円が計上されております。その関係でお聞きしたいと思います。

土地区画整理事業で行うということですが、土地は各所有者の財産であります。これまでのように多数決で土地区画整理事業を行うというわけにはいかないと思います。例えば対象地域に10人の土地所有者がいたとした場合、9人が土地区画整理事業に賛成して実施する場合、賛成の9人が残り1人の土地という財産を勝手に処理することになります。こういうことは許されると思いますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

今現在、先ほど来お話をしておりますブロックに入って、その被災者の皆さんと直接お話をしながらこの土地区画整理事業を進めようとしております。そんな中で皆さんにご同意をいただけるべく皆さんにお話をしとるところでございまして、今進めようとしとる中ではしっかりと皆さんの同意を得ながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

皆さんにお話をして、皆さんの同意を得ていきたいということですが、皆さんというはどのぐらいの人を指しているんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

皆さんというのは、その土地の所有者全員の方でございまして。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○ 8 番（新保峰孝君）

土地区画整理法そのものに私は問題があると思うんですが、市が個人の意思を無視して勝手に土地を処理することがないようにしていただきたいと。こういうことはありませんね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

先ほど来、申し上げますとおりに被災者の皆さんに私ら寄り添って、皆さんのご意向をご確認しながら皆さんが困るとか嫌だといったことに対してしっかりと向き合って、市としての方針を決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○ 8 番（新保峰孝君）

先ほどの田原議員の質疑の中で、細かい点で土地評価もされるということも言われましたけれども、土地区画整理法では、減歩という言葉ではないけれども実質的な減歩を利便性の向上で合理化しております。人口が減り、地価も下がっているときに利便性の向上だけで合理化できるような経済状況ではないというふうに私は思います。この減歩については、どういうふうに考えていらっしゃるのか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉藤復興推進課長。〔復興推進課長 斉藤 孝君登壇〕

○復興推進課長（斉藤 孝君）

まず、ご質問の前に状況を少しご説明申し上げますけれども、各ブロックによっては非常に間口が狭く、奥行きが長い地形が多いブロックもございますし、敷地本体が狭くて今の法律で家を建てるには非常に制約あるというふうな土地が多いブロックもございます。そういう中におきまして、皆様方にいかにそこで生活を再建して、事業を再開していただくかというところを各ブロックに入って話をしてまいりました。

最初は、やはり A、B、C ブロックでお話して、それから 10 のブロックに入ったときにそれぞれの皆さんが、私はこういう気持ちで土地を扱いたいんだというふうなお話がなかなか出てこなかったというのが実情でございました。約 2 時間ぐらいのお話をしても前半 1 時間ぐらいはなかなか自分のお気持ちを伝えていただけなかったと。私らにすればそのブロックの中でブロックの皆様方の意向をみんなが確認する中で合意形成を高めていきたいということでブロックの会議をしてきたわけですが、最初は大変苦勞しました。その中において各ブロックによっては、私はもうこのブロックで再建はしないんだと、その土地についてブロックの中で有効で活用してくれというふうなご意見もございました。あるいは私はこのブロックの中では、被災地の中からもう外へ出

ると。だからこの土地を有効に活用してくれというふうなお話も出てきておりました。そのような土地を道路の拡幅の部分にまずは充当したり、あるいは敷地が狭い方々のところにブロックの中で皆さんで融通し合うというふうなことから区画整理という言葉も使いますが、我々は敷地の再編をしながら皆様方が再建しやすい土地の配分の方法を今、苦勞して取り組んでいるというところでございます。確かに土地区画整理という言葉を使いますと、減歩、事業割合、測量の費用はどうするんだというふうなお話はありますが、それは今回の被災・復興の中において、用地の測量、それから土地の再編、それから余裕として出てくる土地をみんなで融通し合うというふうな方向で今進めておるということでございます。

新保議員からもお話が今ありましたけども、できるだけ丁寧にわかりやすく、これからも説明し、取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

外れないようにお願いいたします。

○8番（新保峰孝君）

土地区画整理事業計画作成等業務委託料の先ほどの田原議員への答弁の中で、かなり突っ込んでこん中でやられるということですよ。換地とか土地評価とか施工認可申請から、かなりこの中でやられるということですので、その関連でどうしても今の関係聞いとかんきゃならんで聞かせてもらいます。

今、課長が言われたのはよくわかるんですよ。そういうふうに皆さんやられてるのはよくわかるんですけども、この名前は土地区画整理というそういう名前つくけども、地権者の皆さんとか被災者の皆さん、関係者の声をよく聞いてやっていくんだと。それで現状にあったような非常に狭いところで、それをいかにするかということやっていくんだというのにはよくわかるんです。よくわかるんですけども、土地区画整理法で決められてるわけですよ、例えば土地の評価どういうふうにするか。じゃあその計算であなたは今まで、例えば50坪ありましたよと、土地区画整理前の評価はこうなりますよと、それが終わった後の評価はこうですよと、全部出すわけですよ。そうなった場合に、その計算でさっき言った利便性、いろんな点で便利になりましたからあなたは今まで100点でしたと。ところが、区画整理やったら150点になりました。ですから50点ふえてますよと、単純に言うと。ですから100坪あったんですけども75坪になってもこれは点数は変わらないんですよとか、そういうふうになりかねないんで、それはどうなんですかと。土地の狭いところであればなおさらのことですよ。今まで40坪あって、そこにうちを建てていた方がそういうやり方で土地区画整理法というのはそういうんですよ。そういうやり方でやられたんじゃ、そっから出ていかざるを得なくなるでしょ。そういうことをやるとは思わないけども、そういう一般的な土地区画整理のやり方でやるんですかというふうに聞いてるんです。それとも糸魚川市は、こういう大火の後だから被災者の立場に立って糸魚川市独自のやり方でやるんです。そういうことなのか、そこを聞かせてもらいたいんですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

議員言われるとおりの土地区画整理事業というのは、公共減歩があったり、あるいは土地の減歩ということで100あったものが、道路が通ったらよくなって100あったものが70に土地が減ったりとかといったことによって、事業費もその中で含めながら土地区画整理事業全体をこなしていくという形になりますけれども、今回の場合、被災者の皆さんに寄り添った形の中でといった方針の中で、市としてどういった形で皆さんの土地をそのままにした中で皆さんの費用は、被災者に対する費用もなるべくかからないような形でどのようにしたらできるかといったものも含めて検討して、それを皆さんにご説明する中で同意を得られましたら区画整理事業を進めていきたいといったことをごさいますて、おっしゃるとおり例えば数年前に上川の区画整理とかいろいろやっておりますけれども、そこら辺では例えば50%とか60%とかいった減歩率も当然発生しておりますが、今回の場合はそういったことではなくて、いかに被災者の皆さんに寄り添った形の中で区画整理が進められるか、100持っておられたものを100として住んでいただきたいというふうに考えておりますし、そこら辺の手法をしっかりと検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

土地区画整理法第56条では、自治体施工の土地区画整理事業の場合に、施工地区50ヘクタール未満のものは、10人の土地区画整理審議会委員を選挙で選出するというようになっております。これはどういうふうなあれですかね、形態に、今取り組みを皆さんに説明されているのはどういう形態を考えていらっしゃるのか聞かせてもらえますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

区画整理もいろんな手法がございまして、今、議員おっしゃった自治体施工といったのもございますが、個人施工といったこともございます。そういったことも含めていろいろと検討する中で進めていきたいというふうに思っておりますので、自治体施工にこだわらないことを今どういうふうにできるかといったものも検討してございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○ 8 番（新保峰孝君）

今回、私もそこにずっと住んでいたいという方もいらっしゃるし、そうでない別のところで新たにうちをつくりたいとか事業されたいという方もいらっしゃるわけなので、そういう方たちに対して買収に伴うそういう諸費用、登記、手続上とか、あるいは登記の費用とか、土地区画整理事業であってもなくてもこういう点については、市が平等に支援をしたらどうかなというふうに思うんですけども、どのようにお考えか。義援金というのは、被災者の皆さんに、支援に使ってくださいというものなわけですよ。ですから、被災者支援のいろんな形態があってもいいんじゃないかと私は思います。その辺のところどういうふうにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり被災者の皆様に対する支援というのは、いろんなところでできるんだろうなというふうに私も考えております。その中でいろんな方向から区画整理をやるにしても建設課の立場以外からもいろんな方向からも考えて、今、議員おっしゃったいろんなことについて、含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○ 8 番（新保峰孝君）

どちらかというとし独自のやり方だということなんですが、土地区画整理事業を行う場合、過小宅地の扱いというのがありますよね。そういうのはきちんと土地所有者、一定面積以下の場合、例えば30坪以下とか少ない土地の場合、今もう燃えて、後は土地しかないですから。それはもう清算金といいますか、権利ということじゃなくて、もう全部売ってもらうというふうなこともあるんですが、この過小宅地の扱いというのはどういうふうにご考えていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えしたいと思います。

過小宅地につきましては、一般的にはおっしゃるとおり金銭でもってやりとりをして、一般的な組合にそのお金を入れてというようなやり方が普通でございますが、今回の場合は過小宅地といいますか、もともと面積の少ない建物を、あるいは土地をお持ちの方もおられますので、市としては、その場所場所によっては、その土地を出ていかれる人から土地を買っておる場合もございます。ですから、その土地を有利に使っていただくといったことも考えられると思いますので、そこは土地が用意できるかどうかはわかりませんが、その場所場所に応じて、その被災者の皆さんとよ

く相談しながら、なるべく被災者の皆さんのご意向にかなうような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

最後に、事業期間についてお聞きしたいんですが、被災者の皆さんは一般の方であれ事業者の方であれ気持ちとしては、それだけの資金があればですけど気持ちとしては早く自分のうちをつくりたい、事業を再開したいということだと思うんですね。事業期間をどういうふうに考えていらっしゃるかですね。土地区画整理事業を行う場合も速やかに長くならないようにやるのか、そういう手法による事業期間、どういうふうに考えていらっしゃるか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉藤復興推進課長。〔復興推進課長 斉藤 孝君登壇〕

○復興推進課長（斉藤 孝君）

まず、先ほど過小宅地の話がございましたけども、面積が小さくてもご本人がそのブロックの中に自分の土地を残しておきたいということであれば、その意向をしっかりと面積確保していくということで考えておりますので、そこら辺はご理解いただきたいと思っております。

それから、事業年度でありますけれども、一概にどのくらいというのは、今のところかなり難しいと思っております。ブロックによって敷地の再編を行うところがあったり、あるいは道路拡幅だけで従来の敷地が確保できれば、用地の境界立ち合いが終わり、基礎の撤去が終われば、もう住宅の再建ができるところももう出てくるわけありますので、一概にいつまでという事業計画、今ここでお話しするのはちょっと難しいと思っておりますけども、いずれにしても皆様、早く戻って再建されたいという気持ちに添うように我々今進めておるところでございます。用地の測量も4ヘクタール全て用地測量の業務も発注しておりますし、道路の拡幅でご協力がいただけるところについての路線の測量も、もう既に発注しております。ですので、これから皆様方の境界確認の作業が終わって、それから各ブロックによつての敷地の再編の合意が得られれば手続をどんどん進めていくというふうな状況に来ております。うまくいけば今月の、6月に入ればそろそろ基礎の撤去も始まってくるブロックも出てくるんじゃないかなというふうに考えております。いずれにいたしましても8月に復興まちづくり計画が公表されますので、それをめどに現場のほうも動いてくるというふうに考えております。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしました
 と思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、
 これにて討論を終結いたします。

これより発議第65号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第13．議案第66号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第13、議案第66号、副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第66号は、副市長の選任についてでありまして、織田義夫さんの任期が平成29年5月
 19日をもって満了となりますことから、再度、織田義夫さんを選任いたしたく、議会のご同
 意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第66号、副市長の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

〈午後2時05分 休憩〉

〈午後2時05分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま同意されました織田義夫さんから発言を求められておりますので、この際これを許します。

織田義夫さん。〔織田義夫君登壇〕

○（織田義夫君）

今ほどは私の副市長の再任についてご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。
今、改めて職責の重大さを痛感しているところであります。

平成25年5月、副市長に就任してから4年が経過しましたが、その間、自分なりには一生懸命務めてまいりましたが、副市長としての行政対応の中では至らぬ点や不足・不十分な点もあり、深く反省すべきと考えているところであります。

本日、再任にご同意をいただきましたので、糸魚川市の発展と市民福祉の向上に邁進しております米田市長を全力で支えていこうと再度決意をしたところであります。

また、多くの行政課題に対しましては、先ほどの反省を含めて何事にも誠心誠意、精いっぱい取り組んでまいりますので、何とぞ議員の皆様から温かいご支援・ご指導を賜りますことをお願い申し上げます。

何とぞよろしく願いいたします。

日程第14．議案第67

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第14、議案第67号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第67号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、永野雅美さんの任期が、平成29年5月19日をもちまして満了となりますことから、再度、永野雅美さんを任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第67号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第15、議案第68号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第14、議案第68号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高澤 公議員の退席を求めます。

〔19番 高澤 公君退席〕

○議長（五十嵐健一郎君）

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第68号は、監査委員の選任についてでありまして、議会選出の高澤 公さんの任期が平成29年4月23日をもちまして満了となりましたことから、再度、高澤 公さんを選任いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第68号、監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

高澤議員の退席を解きます。

〔19番 高澤 公君着席〕

○議長（五十嵐健一郎君）

議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の配付のため、暫時休憩いたします。

〈午後 2 時 1 1 分 休憩〉

〈午後 2 時 1 2 分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 1 6．閉会中の継続調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、日程第 1 6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第 1 1 1 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長より発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

市議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます

本臨時会におきましては、専決処分並びに補正予算等の議案をご承認いただき、また、副市長、監査委員の選任、教育委員会委員の任命にそれぞれご同意を賜り、心からお礼申し上げます。

本日、行政並びに議会の新たな体制が整い、糸魚川市の第 4 ステージがスタートいたしましたところであります。当市の行政課題は山積いたしておりますが、駅北大火からの復旧・復興を最優先に交流人口の拡大、少子化対策に取り組み、市民の皆様が、あすに希望と夢を持てるまちの実現に向けて全力で取り組んでまいります。

議会並びに議員の皆様方におかれましても、市政の発展と市民福祉の向上にご活躍いただきますとともに、市政運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成 2 9 年 6 月市議会定例会の招集日を、6 月 1 2 日（月曜日）とさせていただきたく、予定でありますことを報告申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

これもちまして、平成29年第3回臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時15分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長

議長

議員

議員

+